



第 1 0 1 回 国有財産北海道地方審議会

報告事項 説明資料

令和 6 年 5 月 1 4 日
北 海 道 財 務 局

報告事項 1

【第98回諮問】（R3.11.29答申）
冬季オリンピック・パラリンピック
における土地活用等について
（札幌市豊平区所在）

第98回国有財産北海道地方審議会（令和3年11月29日答申）

事案名	札幌市豊平区に所在する土地を札幌市に対し、2030札幌冬季オリンピック・パラリンピック(予定)で活用させること等について
1. 財産の概要	
(1) 所在地	札幌市豊平区月寒東2条8丁目580番111のうち ほか (現用途：北海道開発局月寒庁舎)
(2) 区分・数量	土地 ・ 約30,000 m ² ※処理面積は未定
(3) 沿革	令和8(2026)年度(見込) 用途廃止のうえ、北海道財務局へ引継ぎ予定
2. 要望内容	2030札幌冬季オリンピック・パラリンピックの選手村敷地 (市営住宅の建て替え敷地)

1. 財産の位置



「地図データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

2. 財産周辺の状況



「空中写真データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

3. 札幌市の利用計画



「空中写真データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

4. 第98回審議会の処理方針

招致成功を条件として、札幌冬季オリンピック・パラリンピックの選手村敷地として活用することに同意する。

招致が成功し、詳細な施設計画が決まった段階で、具体的な処理方法等について、改めて北海道地方審議会に諮問する。

招致が成功しなかった場合は、国の未利用国有地の管理処分手続きに従い処理する。

5. 第98回審議会答申のその後

令和4年12月 IOCが2030年冬季大会の開催地決定時期の延期を発表

令和5年10月 ・JOCからの提案を受けて、札幌市が2030年冬季大会の招致を断念し、2034年以降の冬季大会開催の可能性を探る方針へ変更
・IOCが2030年及び2034年の開催地を同時決定する事を発表

令和5年11月 IOCが次のステージである「狙いを定めた対話」に進む地域・都市として、2030年は**フレンチアルプス(フランス)**、2034年は**ソルトレイクシティ(アメリカ)**を選定するとともに、2038年は、2027年末まで優先的に対話する候補地として**スイス**を選定(スイス以外の候補地と対話しない)

令和5年12月 **札幌市が冬季オリンピック・パラリンピック招致活動の停止**を発表

令和6年2月 **札幌市が本財産の利活用に関する要望を取下げ**

6. 今後の管理処分手続きの流れ

令和7年度：北海道開発局より
財産引継ぎ予定



各省各庁への利用要望の確認



留保財産の選定を検討

報告事項 2

【第100回諮問】（R5. 5. 17答申）
留保財産の二段階一般競争入札結果
について（札幌市豊平区所在）

第100回国有財産北海道地方審議会（令和5年5月17日答申）

事案名	札幌市豊平区に所在する留保財産を二段階一般競争入札に付すことについて
1. 財産の概要	
(1) 所在地	札幌市豊平区美園9条8丁目2番1
(2) 区分・数量	土地 ・ 4, 213. 50m ²
(3) 沿革	平成28年3月31日 法務省より引受（旧国家公務員宿舎）
2. 契約方式	二段階一般競争入札による定期借地（※）
3. 種類・期間	事業用定期借地 ・ 30年

※事前に開発条件を設定し、借受希望者から土地利用に関する企画提案を求めた上で、審査委員会（外部有識者）において当該提案を審査し、審査通過者を対象に入札を行う手法。

1. 財産の位置・周辺の状況



「地図データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成



「空中写真データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

【周囲の状況】
本財産の南側に月寒公園(都市公園:22ha)があるほか、周辺は、中高層マンション、戸建住宅、低層アパート、公務員宿舎を中心とした住居地域

2. 二段階一般競争入札の実施結果

入札公示	令和5年6月27日
入札案内書説明会	令和5年7月24日
企画提案書等の受付期限	令和5年10月27日 (提案者なし)
審査委員会(企画提案書のプレゼンテーション)	令和6年1月10日 (実施せず)
価格競争入札	令和6年2月7日 (実施せず)

3. 今後の処理方針（予定）

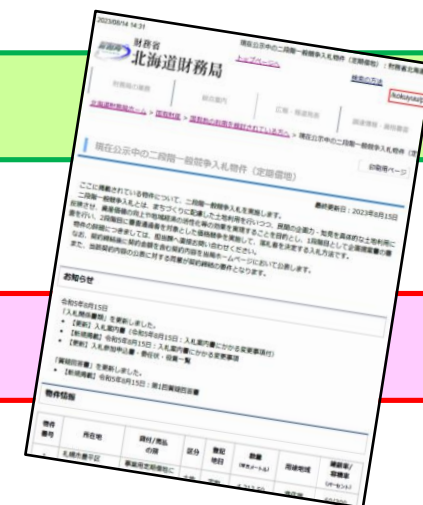
二段階一般競争入札不調に係る要因分析（継続）

開発条件等の見直し

- 二段階一般競争入札の不調に係る要因分析及び札幌市との意見交換を踏まえた、新たな開発条件等を策定

審議会への諮問及び審査委員会の承認

二段階一般競争入札（定期借地）の実施



報告事項 3

【第100回諮問】（R5. 5. 17答申）
留保財産を社会福祉法人に貸付け
することについて
（札幌市東区所在）

第100回国有財産北海道地方審議会（令和5年5月17日答申）

事案名	札幌市東区に所在する留保財産を社会福祉法人に対し、札幌市から事業者選定されることを条件に、特別養護老人ホーム等敷地として定期借地権を設定して貸付けすることについて
1. 財産の概要	
(1) 所在地	札幌市東区北45条東14丁目7番、8番
(2) 区分・数量	土地 ・ 4, 220. 13 m ²
(3) 沿革	平成30年2月 北海道防衛局より引受（旧国家公務員宿舎）
2. 処理方法	一般定期借地権による時価貸付（貸付期間50年） ※札幌市から事業者選定されることが条件（令和5年12月26日選定済）
3. 契約（予定）	
(1) 相手方	社会福祉法人 珀寿会
(2) 契約予定	令和6年6月

1. 財産の位置・周辺の状況

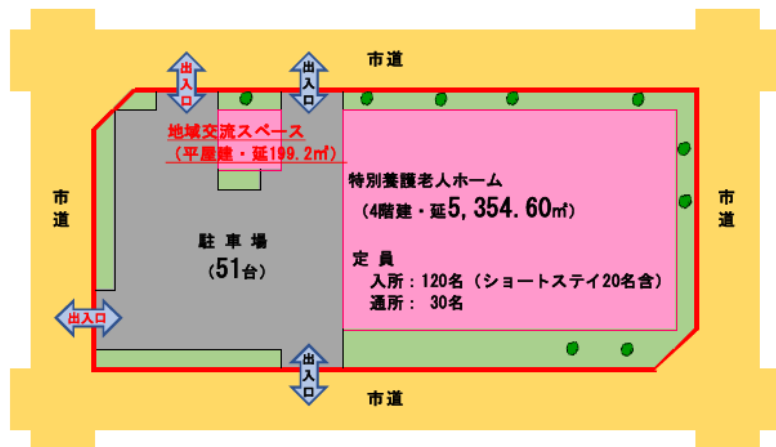


「地図データ」、「空中写真データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

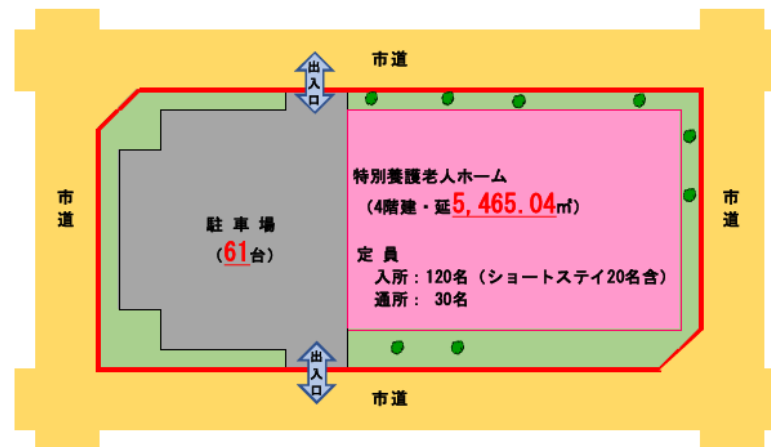
2. 利用計画等の変更

●施設配置計画

【変更前】



【変更後】



※主な変更理由：地域交流スペース（要配慮者二次避難所用）を本棟内に設置し、災害時における、本棟部分との分断を防ぐため

●スケジュール

【変更前】

建設工事着工 令和6年6月 ⇒
施設開設 令和7年5月 ⇒

【変更後】

令和6年8月
令和7年10月

※主な変更理由：建設業界での人手不足が今後も続くと予想して、工期に余裕を持たせたため

報告事項 4

庁舎等の使用調整について

使用調整とは

【目的】

- ・ 庁舎等の空きスペースについて、省庁横断的な入替調整を行い、庁舎等の効率的な使用の推進を図る



【効果】

- ・ 借受庁舎の解消による借受費用の削減
- ・ 庁舎等の分散解消、狭隘解消等

○ 調整対象面積(地方庁舎等の場合)

庁舎法*1第4条による調整
(財務省が財政制度等審議会の諮問を経て決定)

- ・ 2,000㎡以上 又は
- ・ 600㎡以上2,000㎡未満であって調整対象庁舎の延床面積の50%以上

国有財産法第10条による調整
(財務局が調整して決定)

- ・ 150㎡以上600㎡未満 又は
- ・ 600㎡以上2,000㎡未満であって調整対象庁舎の延床面積の50%未満

*1 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法

① 札幌第2合同庁舎



「地図データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成



「出所」国税庁HP

- 〔所在地〕 札幌市中央区大通西10丁目
- 〔敷地面積〕 7,891 m²
- 〔建物概要〕 昭和43年12月築
鉄骨鉄筋コンクリート造
地上9階 地下1階
建2,513m² / 延18,308m²

【入居官署名】

北海道運輸局
札幌国税局
札幌中税務署
札幌国税不服審判所
函館税関札幌税関支署

庁舎法第4条に基づく使用調整計画（札幌第2合同庁舎）

北海道運輸局が札幌第4合同庁舎へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

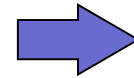
【札幌第2合同庁舎】

〔入居官署及び使用状況〕

北海道運輸局	約 2,190m ²
札幌国税局	約 6,040m ²
札幌中税務署	約 1,930m ²
札幌国税不服審判所	約 390m ²
函館税関札幌税関支署	約 340m ²
共用部分	約 7,430m ²

（注1）下線の官署が使用調整対象

（注2）面積は一の位を四捨五入している



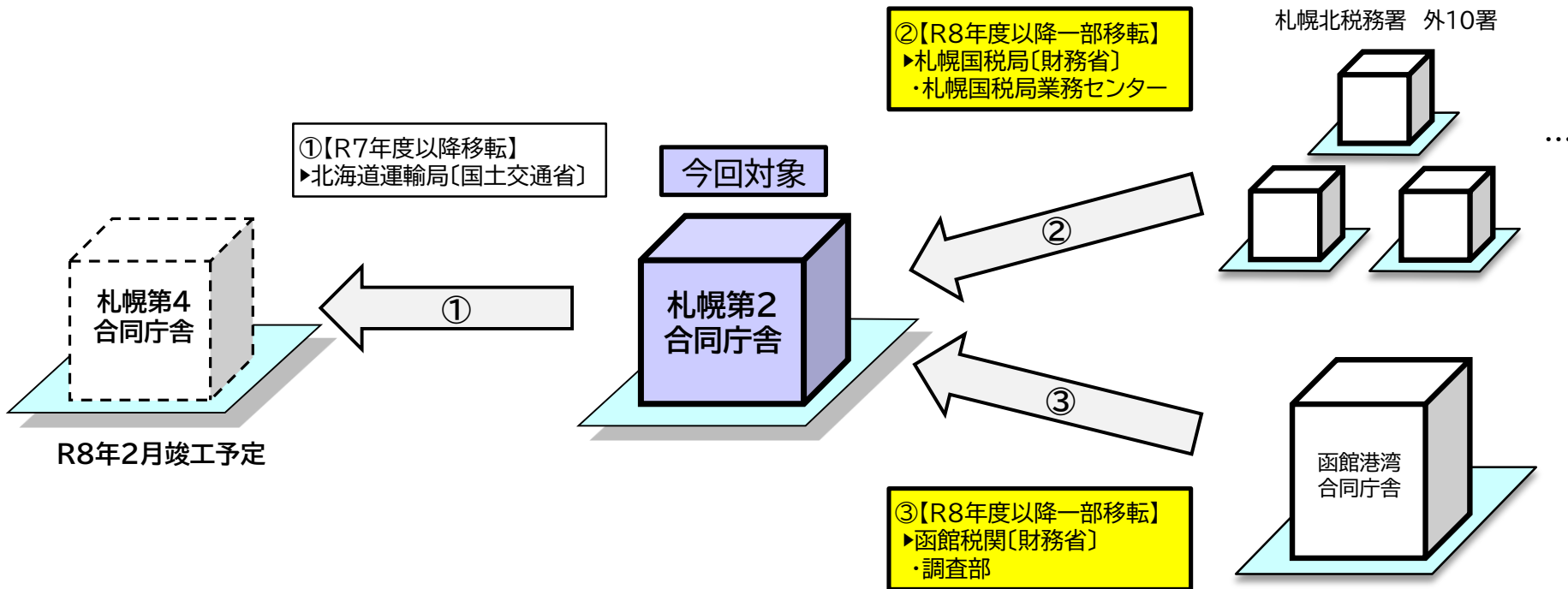
札幌第4合同庁舎(令和8年2月竣工予定)へ移転することに伴い生じる空きスペースの活用

使用調整対象面積
約 2,190 m²

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
札幌国税局 業務センター	約 1,620m ²	移転	令和8年度以降	【業務の効率化】 札幌国税局管内に所在する税務署（札幌北ほか10署）の内部業務等を集約化するもの。
函館税関 調査部	約 570m ²			【業務の効率化】 北海道警察本部等との業務連携のため、調査・審理部門の一部を移転するもの。
合計	約 2,190m ²			

庁舎等使用調整計画(札幌第2合同庁舎)



- ① 北海道運輸局が札幌第4合同庁舎へ移転することに伴って生じる[空きスペースの有効活用](#)を図るもの。(約2,190㎡)
- ② 税務署の内部業務等の集約化のため、札幌国税局業務センターを設置することにより、[業務の効率化](#)を図るもの。(約1,620㎡)
- ③ 北海道警察本部等との業務連携のため、函館税関調査部の調査・審理部門の一部を札幌市内へ移転することにより、[業務の効率化](#)を図るもの。(約570㎡)

② 旭川地方合同庁舎



「地図データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成



- 〔所在地〕 旭川市宮前1条3丁目11 外2筆
- 〔敷地面積〕 15,973m²
- 〔建物概要〕 (庁舎東棟) 平成16年3月築
(庁舎西棟) 平成20年8月築
鉄骨鉄筋コンクリート造
地上6階 地下1階
建3,829m²／延24,174m²

【入居官署名】

東棟	西棟
旭川開発建設部	旭川行政監視 行政相談センター
旭川地方気象台	旭川地方法務局
旭川財務事務所	旭川中税務署
札幌出入国在留管理局 旭川出張所	旭川労働基準監督署
	北海道農政事務所 旭川地域拠点

国有財産法第10条に基づく調整（旭川地方合同庁舎）

札幌国税局業務センター旭川分室の設置のための使用調整

【旭川地方合同庁舎】

〔入居官署及び使用状況〕

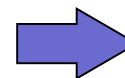
（東棟）

旭川開発建設部	約 4,610㎡
旭川地方气象台	約 950㎡
旭川財務事務所	約 500㎡
札幌出入国在留管理局	
旭川出張所	約 230㎡
共用部分	約 12,680㎡

（西棟）

旭川行政監視	
行政相談センター	約 250㎡
旭川地方法務局	約 1,920㎡
旭川中税務署	約 1,610㎡
旭川労働基準監督署	約 620㎡
北海道農政事務所	
旭川地域拠点	約 810㎡

札幌国税局管内に所在する税務署の内部業務等を一括して集中処理を行う「業務センター旭川分室」を旭川地方合同庁舎に設置するため



使用調整対象面積
約 310㎡

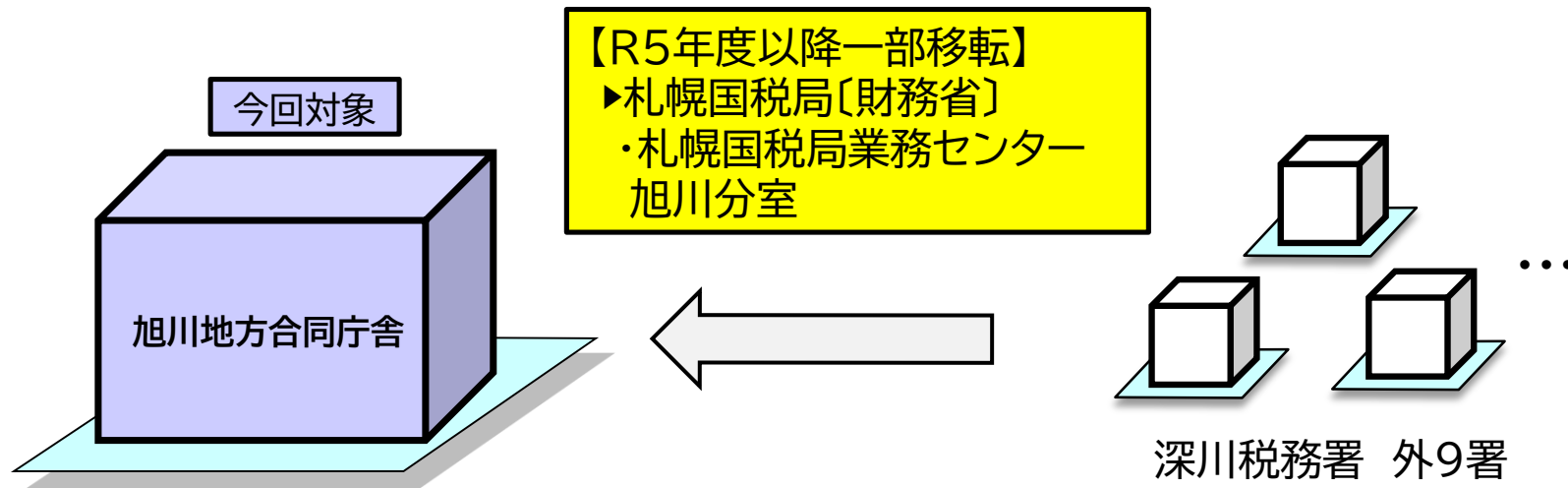
（注1）下線の共用部分が使用調整対象

（注2）面積は一の位を四捨五入している

＜使用調整の内容＞

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
共用部分 （旭川地方合同庁舎所管庁 北海道財務局）	▲約 310㎡	管理官署へ 一部返還	令和5年度 以降	【共用部分の返還】 西棟6階共用会議室（約310㎡）
札幌国税局 業務センター旭川分室	約 310㎡	管理官署から 使用承認		【業務の効率化】 札幌国税局管内に所在する税務署（深川税務署ほか9署）の内部業務等を集約化するもの。
合計	0㎡			

国有財産法第10条に基づく調整(旭川地方合同庁舎)



- 札幌国税局管内の税務署における内部事務の効率化・高度化を図る
- 納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指す
- ↓
- 複数の税務署の内部事務を一括して集中処理する「業務センター」の設置を目的とした「札幌国税局業務センター旭川分室」を旭川地方合同庁舎内に設置したい
- ↓
- 庁舎西棟6階共用部(共用会議室)との調整が整った約310㎡について、使用調整を行ったもの